

第 1 1 回議会力向上会議記録（抄）

（25. 2. 27）

一、協議事項について

正副座長より、次の事項に関し、意見聴取を行い、協議の結果、下記のとおりとなった（別紙資料参照）。

なお、案件に入るに先立ち、大阪維新の会堺市議会議員団 米田議員及び日本共産党堺市議会議員団 森議員の欠席、また長谷川議員に代わり、田中（丈）議員が出席する旨、座長より報告があった。

1. 議会基本条例（案）意見聴取会及び意見募集の結果について

本件について、資料1のとおり事務局から説明がなされ、意見募集により提出された意見に対する本市議会の考え方については、資料1の別紙2のとおりとすることを決定した。

また、議会基本条例（案）については、意見聴取会及び意見募集での意見を踏まえた結果、特に修正すべき点は無く、原案のとおりとすることに決定した。

なお、本条例案の議事運営については、あらためて議会運営委員会において、協議することとなった。

2. 議会基本条例の施行に伴う新たな議事運営について

本件について、資料2及び3のとおり具体的な運用案について、事務局から説明がなされ、協議の結果、5月定例会から試行し、制度の検証を行ったうえで、本格実施することとした。本件については、あらためて議会運営委員会において協議し、確認する扱い。

なお、別紙運用案に加え、併せて次の事項を確認した。

①委員間討議について（第13条）

- ・委員会当日、質疑・質問終了後、委員より事前に申し出のあった項目について、委員間討議を行うかどうかを諮り、過半数の合意が得られれば、全委員で委員間討議を実施する。これには委員外議員は含まない扱い。

②請願・陳情者の意見陳述について（第21条）

- ・意見陳述時間は1件あたり3分以内とするが、委員長判断により弾力的な運用を行う。
- ・陳述者の資料については、委員会室内での当日配布は認めない扱いとするが、事務局が預かるなど、事前に各委員に配布することは可能とする。

3. 「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」及び「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例」について

本件については、座長より「前回の会議において、各会派等で具体的な考え方、意見等がまとまり次第、議長と座長において、各会派等の意向聴取を行うこととなっていた。これまで各会派等の意向を聴取したものの、未だ意見等の集約に至らず、調整に時間を要している。」との報告があり、今後も引き続き議長と座長において調整を行い、各会派等の意見をまとめたうえで、案を提示することとなった。

また、西林議員より、早急に意見集約を図りたいとの要望があった。

4. その他

①議会報告会について

田中（丈）議員より、今後の議会報告会の回数、場所等について協議すべきではないかとの提案があったが、本件については、議会基本条例施行後、5月定例会役員改選後の議会運営委員会及び議会力向上会議において、あらためて協議することを確認した。

②本会議における質疑・質問のあり方について

裏山議員より、大綱質疑における議案質疑の充実のため、議案質疑と一般質問を分けて運営してはどうかとの提案があった。本件については、協議の結果、正副座長より案を示し、各会派等における意向をまとめ、次回の議会力向上会議で協議することとなった。

一、第12回議会力向上会議の開催日時について

本件については、平成25年3月15日（金）午後1時からの議会運営委員会終了後に開催することとした。